

富士のお茶販路拡大支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、国内、海外での販路拡大に取り組む市内茶業者への支援を目的とする富士のお茶販路拡大支援事業補助金の交付に関し、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付対象者)

第2条 補助金交付対象者は、市内に所在する次の各号のいずれかに該当する者とする。また、法人の場合は市内に本社を有すること。

- (1) 茶農家
- (2) 製茶工場
- (3) 茶商
- (4) その他、市長が特に認める者

2 補助金交付対象者に対する補助金の交付は、当該年度において国内、海外それぞれ1回限りとする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 国内販路開拓・拡大に取り組む事業
- (2) 海外販路開拓・拡大に取り組む事業
- (3) 他の補助制度により支援を受けていない事業又は、受ける予定がない事業

(補助の額及び補助対象経費)

第4条 補助の額及び対象となる経費は、別表のとおりとし、市長が予算の範囲内で決定するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助の交付を申請しようとする者は、富士のお茶販路拡大支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）（工程表、日程表等）
- (2) 収支予算書（第3号様式）（見積書等、補助対象経費の金額の根拠となる資料を添付すること）
- (3) 定款、規則、会則その他申請者の概要が確認できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、補助金の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるものについては、交付の決定をし、その旨を富士のお茶販路拡大支援事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知しなければならない。

(交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項を条件として付するものとする。

- (1) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (2) 当該年度2月末日までに補助事業を完了すること。

(事業内容の変更)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、申請内容を変更しようとするときは、あらかじめ富士のお茶販路拡大支援事業補助金変更承認申請書（第5号様式）に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更を承認したときは、申請者に対して、富士のお茶販路拡大支援事業補助金変更承認通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けたものは、事業が完了したときは、補助事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度2月末日のいずれか早い日までに、富士のお茶販路拡大支援事業補助金実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(第2号様式)
- (2) 収支決算書(第3号様式)
- (3) 補助対象経費の支払を確認できる書類の写し（領収書、振込通知書等）
- (4) 事業の実施、成果を確認することができる写真又は写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する完了の報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、富士のお茶販路拡大支援事業補助金交付確定通知書（第8号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助金を請求するときは、前条に規定する交付確定通知を受理した日から起算して14日を経過した日までに請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象経費	内容	補助の額
商談会やイベントの出店	商談会やイベントの出店費、旅費、輸送費 等	補助対象経費の2分の1以内の額とし、国内10万円、海外30万円、両方の場合40万円を上限とする。
商品開発	商品開発費、残留農薬検査費、成分分析費、パッケージ製作費（海外のみ）等	
その他	翻訳費（海外のみ）、掲示物・広告費、補助対象経費の代理店等への委託費等	

備考

- 1 商談会もしくはイベントの出店を必須とする。
- 2 補助事業を他者（他社）と共同して実施する場合は1事業とし、どちらかの補助金交付対象者が申請を行うこと。
- 3 県内での商談会やイベント出店等は対象外とする。